

知ってほしい、ヤングケアラーのこと

5月5日はこどもの日。全ての子どもはのびのびと幸せに成長する権利を持っています。最近、家族の世話や介護を担う「ヤングケアラー」の子どもたちの存在が、広く知られるようになってきました。

○ヤングケアラーとは

法律上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている、18歳未満の子どもとされています。令和2年度、国は初めての実態調査を実施しました。それによると、調査に参加した中学校・高校で「世話をしている家族がいる」と答えた生徒は、中学生で約17人に1人、高校生で約24人に1人の割合でした。

子どもが家庭内で役割を持ち、家事や家族の世話を手伝うことはごく自然なことです。また、家族のためになりたいという子どもの思いは尊いものであり、ケアを担う経験によって学べることもたくさんあるでしょう。しかし、ヤングケアラーが「お手伝い」と違う問題となるのは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担

を背負うことによって、子ども自身の人権が守られない状況に陥ってしまうことです。さらに、過度な負担が長期にわたることによって、進学・就職、健康面、対人関係などに関し、将来にまで深刻な影響を及ぼす可能性も忘れてはいけません。

○表面化しにくいヤングケアラーの存在

「家の事情を外に知られたくない、介入されたくない」などの理由から人に相談しないヤングケアラーは多く、支援が必要な状態であっても表面化しにくいのが現状です。また、本人も周囲も「家族の世話を家族で行うのは当たり前」という思い込みから、問題に気づきにくくなっている場合もあります。結果的に悩みを誰にも打ち明けられず、生きづらさや孤独

感をひとり抱えこんでいる子どもも少なくありません。



大切な「自分のために使う時間」が取れない日常が続くと、心身にさまざまな影響が心配されます。



○ヤングケアラーを孤立させない社会づくりを

たとえば家族のケアをしながらであっても、子どもが子どもらしく過ごす貴重な機会を失わずに済むように、まずは私たち一人一人がヤングケアラーについて知ることから始めましょう。そして、本人と家族の気持ちを尊重し、状況に寄り添いながら、「頼っていいんだよ」と伝え、孤立させないようにすることが大切です。

ケアを担う全ての子どもが、家族を大事に思うのと同じように自分のことも大事に思え、夢や可能性を追求していける社会を、みんなで築いていきましょう。

【相談窓口】

こども相談室あおいとり
(☎ 23・1448)



今までの「なぜ人権」の記事を
ご覧になれます。

